

富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、走行時に二酸化炭素や有害な排気ガスを排出しない燃料電池自動車の導入推進を図り、もって地球温暖化及び大気汚染の防止並びに水素社会の実現に資するため、燃料電池自動車の導入事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気により駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の検査済み自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により自動車検査証（以下「車検証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）であって、車検証に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。
- (2) センター補助金 一般社団法人次世代自動車振興センターが行う燃料電池自動車の導入に要した経費の一部を助成するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金をいう。
- (3) 県補助金 富山県（以下「県」という。）が行う燃料電池自動車の導入に要した経費の一部を助成する富山県燃料電池車両普及促進事業費補助金をいう。

(補助事業者)

第4条 補助の対象となる者は、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する個人又は法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人は除く。）であって、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に1年以上住所又は事務所若しくは事業所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 法人であって、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員又は暴力団関係者に該当する者がいないこと。

(補助対象自動車の要件)

第5条 補助の対象となる燃料電池自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) センター補助金の対象となる燃料電池自動車であること。
- (2) 別に市が定める期間内に初度登録が行われた自動車であること。
- (3) 車検証における使用の本拠の位置及び使用者の住所が富山市内であること。
- (4) 車検証の自家用・事業用別の欄が「自家用」であること。
- (5) 自動車販売業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する車両でないこと。
- (6) リース契約に基づいて補助対象自動車を使用する場合にあっては、リース料金について、国、県及び市からの補助金の合計に相当する額が通常のリース料金から減額されていること。
- (7) 購入代金のうち、少なくともセンター補助金、県補助金及び補助金の補助金額の合計を超える支払が完了していること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、車両本体の購入に要する費用とし、消費税及び地方消費税は含まない。

2 補助金の額は、1台当たり50万円とする。

(他の補助等との関係)

第7条 この補助金は、国、県その他の団体による金銭の交付、融資その他の補助等を併せて受けることを妨げない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業完了後に、富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) センター補助金の交付申請書及び添付書類一式の写し
 - (2) センター補助金の交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し
 - (3) 補助対象自動車の購入に係る請求書又は契約書等の写し
 - (4) リース契約に基づいて補助対象自動車を使用する者にあっては、補助対象自動車の賃貸借に係る契約書の写し
 - (5) 領収書その他の購入代金の支払が確認できる書類の写し
 - (6) 補助対象自動車の電子車検証及び自動車車検証記録事項の写し
 - (7) 市税の納税証明書（原本）（発行後3月以内のものに限る。）
 - (8) 個人にあっては、住民票の写し（発行後3月以内のものに限る。）
 - (9) 法人にあっては、履歴事項証明書又は現在事項証明書（発行後3月以内のものに限る。）
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による補助金の交付の申請は、一の個人又は一の法人につき、1年度1台までとする。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、その額を確定するものとする。

2 規則第19条の規定に基づき、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続を併合するものとする。

3 第1項に規定する交付の決定及び額の確定については、富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付申請取下書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告の省略)

第11条 規則第19条の規定に基づき、規則第12条に規定する補助事業実績報告書の提出を省略する。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金取消決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、規則第16条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金返還命令書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 取得財産等のうち規則第18条第2号の市長が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加額が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 財産の処分を制限する期間は、補助対象自動車を新規登録した日から4年とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金財産処分承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業者の協力)

第16条 補助事業者は、市長から次の各号に掲げる事項について協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(1) 補助対象自動車の使用状況等に関する調査

(2) チームとやましへの登録

(3) その他市長が必要と認める事項

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(廃止期日)

第2条 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。ただし、要綱第12条、第13条、第14条及び第15条の規定については、要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第8条関係）

年度富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

年度において燃料電池自動車を導入したので、富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金を交付されますよう富山市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

ただし、交付申請時から交付決定までに、富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付要綱第4条の要件を満たさなくなった場合は、申告します。

記

交付申請額 金 円

申請者に関する事項	(担当者名) (電話番号)		
補助対象自動車の使用場所	〒 富山市		
補助対象自動車の識別情報	車名及び型式		
	自動車登録番号		
登録年月日	年	月	日
初度登録年月	年	月	
センター補助金額確定通知日	年	月	日
補助対象自動車の 購入費用及び 環境省・県補助金額	①購入費用	補助対象自動車の 購入価格	円
	②センター補助金額	センター補助金交 付額確定通知書に 記載されている額	円
	③県補助金額	県補助金額確定通 知書に記載されて いる額	円

様式第2号（第9条関係）

年度富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付決定通知書兼額確定通知書

富山市指令環政第 号
年 月 日

様

富山市長 藤 井 裕 久

年 月 日付けで交付申請のありました 年度富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金については、富山市補助金等交付規則第5条第1項、第13条及び第19条の規定により、下記のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので、通知します。

記

補助金交付決定額及び確定額 金〇〇円

（交付の条件等）

補助金の交付を受けた者は、市長が認めた場合を除き、補助対象自動車を新規登録した日から4年間取得財産等を処分してはなりません。処分の承認申請に当たっては、富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付要綱第14条に従ってください。

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け、又は担保に供したとき。
- （4）補助事業に関し補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- （5）補助金の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

（担当）環境部環境政策課
電話 443-2053

様式第3号（第10条関係）

年度富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付申請取下書

○年○月○日

（宛先）富山市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

○年○月○日付け富山市指令環政第 号で交付決定のありました 年度富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金について、富山市補助金等交付規則第7条第1項の規定により、申請を取り下げます。

記

取下げの理由

○○○○のため。

様式第4号（第12条関係）

年度富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金取消決定通知書

富山市指令環政第〇号

年 月 日

様

富山市長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付けで交付申請のありました 年度富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金については、富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金等交付規則第15条第1項第 号の規定により、年 月 日付け富山市指令環政第 号の補助金額〇〇円の交付の決定を取り消したので通知します。

記

取消理由

〇〇〇〇のため。

（担当）環境部環境政策課
電話 443-2053

様式第5号（第13条関係）

年度富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金返還命令書

富山市指令環政第 号
年 月 日

様

富山市長 藤 井 裕 久

年 月 日付け富山市指令環政第 号で交付決定した 年度富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金については、富山市補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金返還額 金〇〇円
- 3 返還方法 別添の納入通知書により、指定の金融機関で支払ってください。
- 4 返還期限 〇年〇月〇日

（担当）環境部環境政策課
電話 443-2053

様式第6号（第14条関係）

○年度富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金財産処分承認申請書

○年○月○日

（宛先）富山市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け富山市指令環政第 号で交付決定のありました 年度富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金により取得した財産について処分したいので、富山市補助金等交付規則第18条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

- (1) 処分する財産の名称、取得年月日及び取得価格
- (2) 処分の内容（有償の場合、処分価格も記載すること。）及び処分予定日
- (3) 処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分の理由